

## 文化的景観とは

文化的景観とは「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）」を指します。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県または市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定されます。

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更したり、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官に届け出る必要があります。

## 板倉町選定に至るまでの経緯

板倉町は次のようなプロセスを経て、関東初の重要文化的景観選定に至りました。

平成16年度	群馬県と板倉町共同プロジェクト 「水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト」設置
平成17年度	板倉の水郷景観保護推進事業として文化的景観保存調査開始 「板倉の水郷景観保存計画策定委員会」発足
平成18年度	群馬県板倉町 水場の文化的景観保存調査報告書 作成（刊行は平成20年）
平成19年度	利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 策定
平成20年 8月 1日	景観行政団体となる
平成22年 6月18日	風景条例公布・風景計画告示
平成22年10月 1日	風景計画・風景条例施行
平成22年度	利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画について 風景条例に基づき改訂 『利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画』
平成23年 1月30日	「重要文化的景観 利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観」を申出
平成23年 9月21日	国選定 重要文化的景観「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」

## 水場景観の保存意義

現在の板倉町は、低湿地「水場」ならでの暮らしをする人が年々減少し、「水場」に培われた板倉町特有の文化を次世代へ継承することが困難になってきています。

板倉町では、水場特有の景観を「板倉らしさ」を象徴するものとして捉え、その価値を町民が共有して認めることにより、地域に根ざしつつ、時代に即した新たな「板倉らしさ」を育み、今後の地域づくりに繋げていきます。